

○飯塚市消防団消防操法大会出場補助金交付要綱

平成26年4月21日
飯塚市告示第137号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市消防団に対して、健全な発展及び運営を図るために、消防操法大会(以下「大会」という。)出場に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) 福岡県消防操法大会
- (2) 全国消防操法大会

2 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 大会出場のための訓練に係る経費
- (2) 大会出場に関連する各種式典に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、飯塚市消防団長が消防操法大会出場補助金申請書により行うものとする。

(交付の決定)

第4条 交付申請を受けた市長は、速やかに審査を行い、適正であると認めるときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第5条 飯塚市消防団長は、消防操法大会が完了したときは、その成果等を記載した実績報告書に補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、飯塚市消防団が補助金を目的以外の用途に使用した場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。